平成２４年（フ）第３２号
福岡県直方市大字下境3912番地13
債務者　梶谷　友人
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２６５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大石渡1532番地19
債務者　切明畑沙也加
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６０５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番21―304号
債務者　小林　　悠
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６２４号
千葉県松戸市六高台１丁目58番地の３
債務者　遠藤　房子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６２７号
千葉県松戸市八ケ崎４丁目32番地の１
債務者　染井友香梨（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６３８号
千葉県柏市明原３丁目17番10号　コトーアケハラ103号
債務者　相知真美子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６３９号
千葉県我孫子市台田２丁目21番56―303号　エステ・スクエア北柏弐番館
債務者　矢加部　卓
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１９号
和歌山市湊北町１丁目25番地
債務者　瀧澤　千代
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６９号
和歌山県海南市野上新76番地
債務者　岡本　喜向
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７０号
和歌山県海南市野上新76番地
債務者　岡本　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９６号
和歌山市和歌浦南１丁目１番11号
債務者　大浦　重數
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３８号
和歌山市有本827番地の７　ラシュール202号
債務者　八百　英一（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４２号
和歌山県岩出市山980番地の２　1511号
債務者　西村　満治
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９０号
山口県岩国市麻里布町５丁目３番８号　401
債務者　冨永惠美子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第９１号
山口県岩国市多田１丁目106番地12　コーポ田中101
債務者　黒河　計太
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１６９７号
名古屋市守山区幸心４丁目110番地の７
債務者　林　　泰孝
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７２６号
名古屋市北区水切町５丁目61番地の９　レオパレス21水切105号、従前の住所名古屋市北区平安２丁目22番78号　ライオンズプラザ平安通305号
債務者　浜野靖こと　濵野　　靖
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８３号
神戸市兵庫区湊町４丁目１番８号　サンハイツみなと502、従前の住所神戸市中央区下山手通６丁目２番10―402号
債務者　盧　　相永
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部